

Title	英語補文構造に関する一考察：叙実述語を中心に
Sub Title	A study on English complementation
Author	松本, 純一 (Matsumoto, Junichi)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1988
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.53, (1988. 7) ,p.65- 46
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00530001-0224">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00530001-0224</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 英語補文構造に関する一考察

— 叙実述語を中心に —

松本 純一

本稿では、英語におけるいわゆる叙実述語 (factive predicate) についての研究の先駆けとなった Kiparsky and Kiparsky (1970)<sup>1)</sup> の内容について批判的検討を行い、そこに提案されている仮説に取って代わる分析法を提案しようという試みがなされるものである。

## 1. Kiparsky and Kiparsky (1970) の内容

### 1.1 叙実述語と非叙実述語

Kiparsky and Kiparsky (1970) (本稿では以下 K.K. と略すことにする) は英語においていわゆる *that* 節をとる動詞並びに *be*+形容詞について、その統語的・意味的な性質を考察した結果、それらが大きく二つのグループに分類できることに着目し、それら二つのグループを叙実述語 (factive predicate, 以下単に *factive* と呼ぶことにする) 及び非叙実述語 (non-factive predicate, 以下単に *non-factive* と呼ぶことにする) と名付けた。それぞれのグループに属する述語として K.K. があげているのは次のようなものである。

Factive . . . regret, be aware (of), grasp, comprehend, take into consideration, take into account, bear in mind, ignore, make clear, mind, forget (about), deplore, resent, care (about)

Non-factive . . . suppose, assert, allege, assume, claim, charge, maintain, believe, conclude, conjecture, intimate, deem, fancy, figure

なお K.K. では主語の位置に *that* 節をとる述語と目的語の位置に *that* 節をとる述語の両方が扱われているが、本稿では専ら目的語の位置に *that*

節をとる場合のみを扱うことにする。

## 1.2 意味的性質

factive と non-factive との本質的な相違点は、factive を使った文においては that 節の内容が真であるということが話し手にとって前提とされているのに対して non-factive を使った文においてはそのような意味的特徴がないということである。例として次の (1) (2) を見てみよう。

- (1) Mary regrets that she refused the offer.
- (2) I suppose that it is raining.

factive を使った (1) の文はメアリーが申し出をことわったということが事実であることが前提とされた上で成り立っている文である。その証拠に、(1) の文を次のように否定文や疑問文にしても、否定や疑問が that 節の内容にまで及ぶことはない。

- (3) Mary doesn't regret that she refused the offer.
- (4) Does Mary regret that she refused the offer?

(3) (4) の文においても、依然としてメアリーが申し出をことわったという事実にかわりはなく、その事実をメアリーが悔いているかどうかということが問題になっているにすぎない。それに対して、(2) のような non-factive を使った文の場合には that 節の内容自体が話し手の主張 (assertion) の一部となっており、that 節の内容が前提となっているというようなことはない。

## 1.3 統語的性質

factive の文と non-factive の文とでは次のような統語的性質の相違が見られる。

① factive は目的語として動名詞をとることができるが、non-factive の場合には動名詞がとれないことが多い。

- (5) Everyone ignored Joan's being completely drunk.  
I regret having agreed to the proposal.

I don't mind your saying so.

- (6) \*Everyone supposed Joan's being completely drunk.  
\*I believe having agreed to the proposal.  
\*I maintain your saying so.

② non-factive は対格+不定詞の構造をとれるが, factive はこの構造をとれない。

- (7) \*I resent Mary to have been the one who did it.  
\*He comprehends himself to be an expert in pottery.  
\*I took into consideration there to have been a mistake somewhere.
- (8) I believe Mary to have been the one who did it.  
He fancies himself to be an expert in pottery.  
I supposed there to have been a mistake somewhere.

③ factive の文においては that 節や動名詞の前に fact という名詞を挿入することができる。

- (9) I want to make clear the fact that I don't intend to participate.  
You have to keep in mind the fact of his having proposed several alternatives.
- (10) \*I assert the fact that I don't intend to participate.  
\*We may conclude the fact of his having proposed several alternatives.

#### 1.4 K.K. の分析

以上のような性質の異なる二種の述語・二種の構文の存在を説明する有効な方法として K.K. は次のような仮説をたてている。すなわち、深層構造のレベルにおいては that 節の部分の構造が factive の場合と non-factive の場合とでは (11) のように異なっているというのである。

この仮説において特に要点となっているところは、factive の場合には深層構造において常に that 節の前に (the) fact という名詞が存在してい

(11)



るという点である。そしてこのような形の深層構造に、どちらも任意に適用される変形規則である「動名詞形成」と「fact 削除」とが適用され、その結果として先に見てきたようなさまざまな形の factive の構文ができあがるというわけである。(なお、先の (11) の構造図において S と書かれている節点は、その後の文法理論の進展によって現在では  $\bar{S}$  (S-bar) という節点であると普通考えられている。このことは本稿の議論にとってはさほど大きな問題にはならないと思われるので、以後同様の構造図等においては筆者の判断によって場合に応じて  $\bar{S}$  という節点を導入することにする。)

### 1.5 K.K. における議論

さて、K.K. では前節で見たような分析法の妥当性を示すために次のようないくつかの議論を展開している。

① factive の構文が先に示した (11a) のようなものであるとすると、この部分の構造は Ross (1967)<sup>2)</sup> において示されているところのいわゆる複合名詞句 (complex NP) を形作っていることになり、Ross が提案している「島の制約」(island constraint) によってこの部分から要素を取り出したり、またこの部分に他の場所から要素を移動してきたりすることはできないことになる。実際、そのような制約に支配されていると考えられるようないくつかの重要な現象が存在する。

ひとつには、従属節中の否定辞を主節に移動する否定要素繰り上げ (NEG-raising)<sup>3)</sup> が non-factive の構文では可能であるが、factive の構文では不可能であるということである。すなわち次の (12a) からほぼ同義の

文として (12b) を導き出すことは可能だが, (13b) の文は少なくとも (13a) と同義の文としては成り立たない。

- (12) a. I believe that he can't help doing things like that.  
b. I don't believe that he can help doing things like that.
- (13) a. I regret that he can't help doing things like that.  
b. I don't regret that he can help doing things like that.

同様に, K.K. ではあまりふれられていないのだが, 文中の wh 語を文頭に移動する wh 移動 (wh-movement) も (14) のような non-factive では許されるが (15) のような factive では許されない<sup>4)</sup>。

- (14) a. I believe that he can't help doing things like that.  
b. What do you believe he can't help doing?
- (15) a. I regret that he can't help doing things like that.  
b. \*What do you regret that he can't help doing?

先に 1.3 節の ② において示されていた統語的特徴である, factive は対格+不定詞の構造をとれないという性質も, この議論によって説明されることになる。対格+不定詞の構造は, 本来は普通の文のような形をしていたものから主語繰り上げ (subject-raising) という変形規則によって派生されるものと考えられている。すなわち, (16) の文が派生されるには概略次の (17) に示されるような操作がおこなわれていると考えられている。

- (16) He believes Bacon to be the real author.  
(17)

He [<sub>VP</sub> believes [<sub>S</sub> [<sub>NP</sub> Bacon] [<sub>VP</sub> is the real author]]].

⇓

He [<sub>VP</sub> believes [<sub>NP</sub> Bacon] [<sub>S</sub> [<sub>VP</sub> to be the real author]]].

(17) に示されているように, 主語繰り上げは従属節の S の中からその主語を取り出して主節の目的語にするという操作である。ところが factive の構文においては「島の制約」によってこのような取り出しができないため, その結果対格+不定詞の構造がつかれないことになるのである。

このように、(11) の構造を仮定することによって多くの統語的性質が説明できることになる。

② 英語の動詞の中には *factive* あるいは *non-factive* のどちらか一方にのみ属するのではなく、両方の性質を兼ねそなえているものもある。例えば次の (18) における動詞 *remember* の用法を考えてみよう。

- (18) a. I remembered him to be bald (so I was surprised to see him with long hair).  
b. I remembered his being bald (so I brought along a wig and disguised him).

a は *non-factive* としての用法であり、b は *factive* としての用法である。このように同じ動詞でもそのあらわそうとする意味によって両方の構文をとりうるということは、深層構造において (the) *fact* という語を置くかどうかという単純な点のみに説明の基盤を置く (11) の仮説によれば非常に無理なく説明できる。

③ *factive* の構文においてはしばしば従属節の前に代名詞の *it* が現れるが、*non-factive* の構文においてはそのようなことはない。次の (19) (20) がその例である。

- (19) Bill resents it that people are always comparing him to Mozart.  
They didn't mind it that a crowd was beginning to gather in the street.  
(20) \*Bill claims it that people are always comparing him to Mozart.  
\*They supposed it that a crowd was beginning to gather in the street.

この現象は、従属節の前に現れる *it* を深層構造における (the) *fact* が代名詞化されたものだと考えれば簡単に説明がつく。

また、従属節の内容を繰り返すときに使われる代用語として、*factive*

の場合には *it* のみが使用可能であるが、*non-factive* の場合には *it* と *so* の両方が使用可能である。

(21) John regretted that Bill had done it, and Mary regretted it, too.

\*John regretted that Bill had done it, and Mary regretted so, too.

(22) John supposed that Bill had done it, and Mary supposed it, too.

John supposed that Bill had done it, and Mary supposed so, too.

この現象は、*factive* においては代用語が [(the) fact S] という NP 全体を代用することになるため、名詞句をうけるはたらきをする *it* のみが使用されうるが、*non-factive* においては S と NP の両方を代用する可能性があるため、名詞句をうけるはたらきをする *it* と動詞句をうけるはたらきをする *so* の両方が使用されうると説明できる。

## 2. K.K. の分析に対する批判とその代案

### 2.1 K.K. の分析に対する批判

これまで K.K. の内容についてとくに重要と思われる点を紹介してきた。K.K. における研究は、英語の述語についての大変重要な性質を明らかにし、それに関する多くの興味深い現象を指摘したという点において、高く評価されるべきものであると思われる。しかしながら、K.K. において提案されている仮説はたいへん多くの重要な問題点を抱えていると言わざるを得ない。そのような問題点が生じてくる原因は、ひとつには K.K. がその分析の拠り所としている生成文法理論のその後の発展によるものであり、もうひとつには K.K. があげている個々の論拠の不完全さに由来するものである。以下、具体的に考える問題点を列挙していくことにしよう。

- ① K.K. の仮説における最も重要な部分は、*factive* の構文の深層構造



に (the) fact という語が存在すると仮定し、それを変形規則によって消去するという点にある。しかしながら、少なくとも現在一般に受け入れられている生成文法の理論においては、変形は要素の移動という操作のみに限定されており、消去という操作は変形規則の一種としては認められないことになっている。また、かりに消去変形が認められていた初期の生成文法理論に立脚することにしたとしても、消去操作に関しては Chomsky (1965)<sup>5)</sup> を始めとしてさまざまな場所で提案されている復元可能性の条件 (recoverability condition) に従わねばならぬはずであり、この場合のように (the) fact というようなごく普通の語彙項目 (つまり代名詞や接続詞等の function words ではないということである。) を消去するという操作はその存在を認め難い。もし変形規則以外の別の種類の規則によって消去操作を扱うことになったとしても、依然として復元可能性の条件が有効であることにはかわりはないので、この問題点の本質的な解決とはなりえない。

② K.K. において提案されているもう一つの変形規則である動名詞形成も、可能な変形規則の種類がきびしく制限されるようになった今日の生成文法では変形規則の一種としては認め難い。that 節による表現と動名詞句による表現との間の意味的関連性は、今日では意味解釈規則によって扱われるか、あるいは句構造のレベルにおいて X-bar 理論<sup>6)</sup> によってとらえられることになる。こうして動名詞形成という変形規則が認められないということになると、factive のみがその後動名詞をとりうるという統語的性質に対して K.K. はまったく何の説明もしていないことになってしまう。

③ 以上の ① ② の点にも深く関連してくることであるが、K.K. による分析は、多くの生成文法理論内の学派のうち、この研究がおこなわれた当時に非常に活発な研究活動を繰り広げていたいわゆる生成意味論 (generative semantics) 学派による文法モデルに立脚しているものと思われる。この学派の主張によると、文法における深層構造とは結局のところ意味構造と同一視されるべきものであり、個々の文の意味をできるだけ詳しくかつ正確に盛り込んだ深層構造イコール意味構造に多種多様な変形規則を適

用していくことによって表層構造を導き出すことが文法の基本方針であるとされた。先に 1.5 節の ② として紹介した K.K. のあげている論拠などは、まさにこのような生成意味論の基本的主張に基づいて成立している議論にほかならない。しかしながら、この生成意味論学派による文法モデルは、Chomsky を始めとする標準理論あるいは解釈意味論と呼ばれる学派の人々によってその重大な問題点の数々を指摘されることとなり、現在ではほとんどまったく否定されてしまったと言ってよい状態にある。現在、生成文法理論の主流として多くの人々に指示されている文法モデルは、深層構造と意味構造とをまったく別のレベルと考え、その上意味解釈規則によって意味構造を作り出すという操作は、もっぱら表層構造における情報のみをもとにしておこなわれるということになっている。そして変形規則はできるかぎり単純でかつ厳しい制約を受けた形のものが望ましいと考えられている。このような今日の生成文法理論の観点からすると、K.K. の分析はその本質において根本的に大きな問題点をかかえていることになってしまう。上記の ① ② の問題点は、いわばそのような根本的問題点の具体的な現れの例だったわけである。

④ 1.5 節の ① において紹介した論拠では、Ross の提案による島の制約、とりわけ複合名詞句に関する制約を拠り所として factive 構文をめぐる仮説の妥当性が示されていた。ここにもう一度その内容を繰り返しておこう。

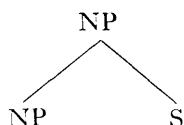
(23)=(11)



K.K. の仮説によれば、factive のつくる構文は深層構造において (23a) のような形をしている。ところでこの構造は Ross が複合名詞句と呼んで

いる次のような構造型にあてはまることになる。

(24) 複合名詞句 (complex NP)



そこで、この構造は Ross の言うところの「島 (island)」を形成することになり、この部分から何かある要素を抜き出したり、この部分に他から要素を移動してきたりすることはできないことになる。事実、factive 構文においては否定要素繰り上げ・wh 移動・主語繰り上げなどの移動変形が適用できない。そこで (23a) の構造を仮定することの妥当性が主張されうることになる。

この議論は、Ross の提案による制約を前提とする限りにおいてはたいへん強い説得力を持つものである。ところが、Ross によるこの制約は、後に Chomsky (1977)<sup>7)</sup> 等によって提案されたより一般的な形の制約である下接の条件 (subjacency condition) によって取って代わられてしまっている。下接の条件の具体的な内容については、現在でも文献によって種々の異同があり、決定的な形を示すことが困難な状態であるが、おおよそ次のような内容のものであると考えられている。

(25) 下接の条件

次の構造においては、いかなる規則も X と Y を関係づけることはできない：

...X...[ <sub>$\alpha$</sub> ...[ <sub>$\beta$</sub> ...Y...]...]...X...

ただし、 $\alpha$  と  $\beta$  は境界節点である。

(英語においては境界節点は S と NP であるとされる。)

この下接の条件は、Ross の島の制約よりもずっと一般性の高い内容のものであり、種々の根拠から文法規則としてより妥当性の高いものであると結論づけられるものである。ところで、島の制約が下接の条件に取って代わられるものとする、先の (23a) (23b) のどちらの構造もこの下接の条件の内容にあてはまってしまうことになり、factive の構文だけではな

く non-factive の構文の場合にもその従属節から要素を抜き出したりすることは許されないという予測が成立することになる。これは、K.K. によって示されている言語事実明らかに反する予測である。下接の条件が十分に独立の動機づけを持っているものである以上、このような誤った予測がなされてしまうのは、K.K. による (23) の分析自体に問題があるからであると考えざるを得ない。

⑤ K.K. は, factive の構文の場合には that 節 (あるいはそれに相当する動名詞句) の意味内容が真であることが話し手にとって前提とされているという意味的性質に着目して, そのような性質を直接的・具体的に表現し説明する手段として深層構造における (the) fact S という構造の設定を考えたわけであるが, そのような意味的性質を示すものは何も (the) fact S という構文に限ったことではない。例えば, 次のような the news という語を使った同格 that 節構文を考えてみよう。

(26) She remembered the news that he had been killed two years before.

この文のような fact 以外の名詞とともに使用された同格 that 節構文の場合にも, fact という名詞とともに使用された同格 that 節構文の場合と同じように, that 節の内容が話し手にとって前提とされている。その証拠に, (26) の文を次のように否定文や疑問文にしても that 節の内容にまで否定や疑問が及ぶわけではない。

(27) She didn't remember the news that he had been killed two years before.  
Did she remember the news that he had been killed two years before?

さらに, 次の (28) のような関係節の構文においても, やはり関係節の内容は話し手にとって前提とされており, (29) のように否定文や疑問文にしたからといって関係節の内容にまで否定や疑問が及ぶことは少なくとも通常の文脈においてはなれないと思われる。

- (28) She saw the man who was standing in front of the house.  
(29) She didn't see the man who was standing in front of the house.

Did she see the man who was standing in front of the house?

これらの例を考えあわせてみると、K.K. において指摘されている意味的性質というものは (the) fact というような特定の語彙の意味に依存して説明されるべき性質のものではなく、同格節・関係節・そして factive が つくる構文に共通して存在すると思われるある種の構造的特性を仮定することによって説明されることが望ましいのではないかという結論に到達することになりそうである。

⑥ 1.5 節の ③ において示したように、K.K. は factive の構文の場合のみに that 節の前に代名詞 it が現れうることを指摘し、この it を深層構造における (the) fact という名詞句の代用形として説明することを提案している。そうするとここでは文中の (the) fact という名詞句を派生のある段階において代名詞 it に変える、一種の代名詞化変形 (pronominalization) の存在が仮定されていることになる。しかしながら、この代名詞化変形という変形規則に関しても今日の生成文法理論はその存在を否定する方向に変化してきている。また、このような変形規則が認められていた時期においても、代名詞化という操作はもっぱら同一文中における複数の同一指示の名詞句について適用されるものであり、この場合のように深層構造における単一の名詞句を派生の途中で代名詞に置き換えるというような操作は到底文法規則としては認め難い。

⑦ 同じく 1.5 節の ③ において紹介したように、K.K. は代用形に関しても一つの論拠を提示している。すなわち、that 節の内容を繰り返すときに non-factive の場合には it と so の両方が使えるが、factive の場合には it のみしか使用できず、これによって両者の構造に関する彼らの仮説が正当化されるというものである。この論拠は、it が常に NP に対する代用形であり、so が常に S (あるいは S-bar) に対する代用形であるという仮定にたつ限りはかなり強力な根拠となりうるものである。しか

し、it と so に関するこのような仮定にはやはり大きな問題があるように思われる。それは、次のような例がごく普通に見うけられるからである。

- (30) John and Judy are engaged. Nobody would have thought it.
- (31) a. He is an honest man and will remain so forever.  
b. He does not like to be called a scholar though we often call him so.

(30) においては NP をうけるはずの it が前文の内容全体をうけているし、(31) においては S をうけるはずの so が NP をうけている。このように、it と so の性質に関する仮定そのものが不明確な状態である以上、それを前提として展開されている K.K. の議論も、必ずしも妥当なものとは言いきれない。

## 2.2 K.K. の分析に対する代案

以上前節においては、K.K. における分析法が持つさまざまな大きな問題点を指摘してきた。そこで、K.K. によって指摘されている言語事実を少なくとも K.K. と同じ程度によく説明し、しかも前節であげた問題点に関して K.K. よりもすぐれた内容を持っているといえるような新たな仮説を提案する必要性が生じてくる。前節における批判の内容からして、新たに提案される仮説はおおよそ次のような特徴を持っていないなければならないことになる。

① 生成意味論の立場にたつ文法モデルではなく、解釈意味論の立場にたつ文法モデルであること。

② (the) fact というような特定の語彙項目に依存する解決法ではなく、英語の一般的な統語構造あるいは意味構造に根拠を求めるような解決法であること。

③ 現在の生成文法の枠組みで認められ難いような特殊な変形規則等できるだけ使用せずにすむ方法であること。

④ 現在の文法モデルにできるだけ余計なものを付け加えずにすむよう

な、簡単で一般的な内容の仮説であること。

それでは、具体的に考える有力な代案を次に紹介することにしよう。例示のための文として、次のような比較的単純な二文を使用することにする。

(32) I regret (the fact) that it is raining.

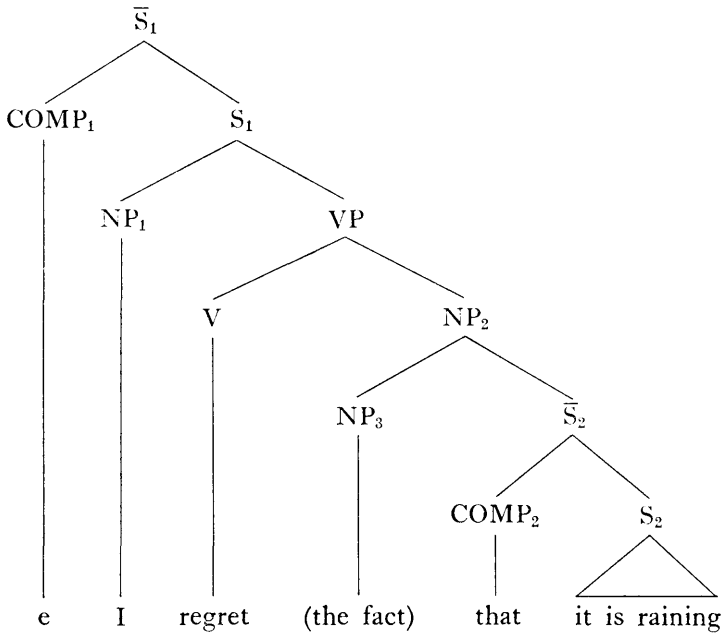
(33) I suppose that it is raining.

(32) は *factive* の構文であり、(33) は *non-factive* の構文である。(32) の場合には括弧内に示したように *the fact* という名詞句、あるいはそれに代わる他の名詞句、さらには代名詞 *it* などが *that* 節の前に現れることもあるということを見てきた。さて、本稿で提案する仮説によると、上記 (32) (33) の文はそれぞれ次の (34) (35) のような構造を持っていると考える。(K.K. の時代の *S* という節点が現在では  $\bar{S}$  とされていることについては先に 1.4 節でもことわっておいた。また接続詞の *that* は今日では *COMP* (*complementizer*, 補文標識) という節点の下に位置づけられることになっているが、これも本稿での議論にとってはそれほど重要な点ではない。)

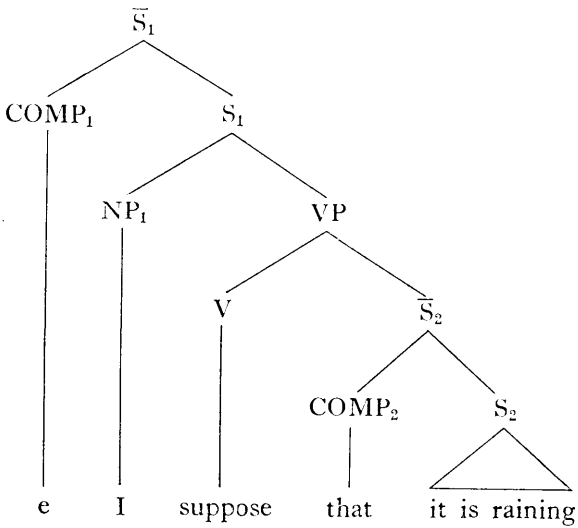
また各節点につけられた下つき数字は同名の節点を区別するためのものであって、それ以上の特別な意味はない。

ここでの議論に直接関係しない樹形図のさまざまな細部に関しては省略あるいは簡略化がおこなわれている。また、そのような省略および簡略化の結果として、以下に樹形図によって示される構造がそれぞれの文の派生のどの段階に属するものであるかということ(すなわちそれが深層構造とみなされるべきものなのかそれとももっと表層構造に近い段階のものともみなされるべきものなのかというようなこと)を厳密に問題にすることは今回の例示に関するかぎりあまり問題ではなくなっているということをここで断っておきたい。事実、この樹形図中本稿の議論で特に問題となる部分は深層構造から表層構造にいたるまでほとんどまったく変化を被らないと考えられる。

(34)



(35)





さて、(34)(35)の両樹形図を比較することによって、factive 構文と non-factive 構文の構造がどのように相違しているのかを考察していくことにする。(34)に存在する NP<sub>3</sub> という節点は、the fact や代名詞 it が that 節の前に置かれる場合にはこの節点の位置にそれらの語が入ってくるということで示したものであり、このような語が現れない factive 構文の場合にはこの節点は存在しないことになる。したがって NP<sub>3</sub> の存在は両樹形図を区別する決定的な差異とはなりえない。両樹形図の差異として決定的な部分は、(35)においては that 節の部分に相当する S-bar<sub>2</sub> という節点が VP によって直接支配されているのに対して、factive 構文の構造を示す樹形図(34)においては S-bar<sub>2</sub> と VP との間に NP<sub>2</sub> という節点が介在しているという点である。

では、なぜ that 節と VP との間に NP が介在しているかどうかということが factive と non-factive の性質の相違につながるのだろうか。まず、その意味論的性質について考えてみよう。標準理論を始めとして生成文法の他のいかなる流派に立つにせよ、言語の統語構造は文法のどこかの段階において論理式であらわされるような形の論理構造に写像されるということが共通の主張となっているのだが、そのような考えを受け入れるとするならば、当然文法理論には(特に解釈意味論の立場に立つ場合には)次のような意味解釈規則が必要になってくるはずである。

(36) 意味解釈規則

- a. 各々の NP を項 (argument) と解釈せよ。
- b. 各々の S を命題 (proposition) と解釈せよ。

このことはあまりに自明のこととしてこれまではっきりと意識されることが少なかったように思われるが、今回の分析においてはこの意味解釈規則の存在意義をはっきりと再認識することがたいへん重要な意味を持つてくるのである。我々が論理式において命題や項の性質を問題にするときに、いったいそれぞれどんなことが問題となるだろうか。命題というものは真偽値の決定等にかかわってくるものであるから、その内容・内部構造

といったものが常に問題とされねばならないものである。それに対して項というものは典型的には単独の名詞類によって実現されるものであることからわかるように、その内容といったものが問題になるわけではなく、それが適切な指示対象を持っているかどうかといったことがもっぱら問題となるような性質のものである。以上述べた点をもう一度まとめるならば、次のようになる。

S → 命題——その内容の真偽値が問題

NP → 項——その内容は問題にならず、その指示対象の有無が問題

それでは、具体的に先程の樹形図 (34) (35) に即して考えてみよう。変形生成文法標準理論での仮説にしたがって、意味解釈規則（あるいは投射規則 (projection rule)）は樹形図のいちばん下のほうから循環的 (cyclic) に適用されていくものと考えことにしよう。non-factive 構文の (35) においては、 $S_2$  の内容がまず上述の意味解釈規則 b によってひとつの命題として解釈される。そしてその命題としての解釈がそのまま上方に読み上げられていって述語である VP の解釈と合わされ、最終的に文全体の意味解釈の一部として取りこまれていくというだけである。これに対して factive 構文 (34) の場合には、まず  $S_2$  のサイクルでこの従属節の内容が意味解釈されはするが、次の段階で  $NP_2$  の節点に達した時、上述の意味解釈規則 a が適用されることになり、 $NP_2$  以下の部分にあらためて項としての解釈が与えられることになるのである。このことは何を意味するかというと、 $NP_2$  まで解釈が進んだ時点で、 $S_2$  という表現によって示されるような適切な指示対象が本当に存在するかどうか、すなわち  $S_2$  のような文によって表現される事態が実際に存在しているかどうかということが  $S_2$  に関して問題になってくるということである。そして factive 構文においては  $S_2$  のような表現によって適切に示されるような事態が常に存在する、すなわち従属節の内容は常に真であるという解釈がくだされることになる。このようにして (34) のような構造を仮定し、(36) のような意味解釈規則の存在を確認することによって、factive 構文の意味的性質が説明されることになるのである。すなわち、factive 構文においては従属節の

意味内容が意味解釈の途中で項である NP にいわば吸収されてしまい、そのために従属節の内容はある種の“すでに決定された”ものとして文全体の読みに加えられていくものとなる。その結果、factive 構文においては従属節の内容が真であることが前提とされるという意味的性質が現れてくるものと考えられるのである。

それでは factive 構文に関するさまざまな統語的性質はこの代案においてどのように説明されることになるのだろうか。まず、1.5 節の ① において指摘されていた統語的性質は、(34) (35) の構造に先の (25) において紹介した下接の条件を適用することによって完全に説明することができる。すなわち、non-factive 構文の構造を示す (35) においては  $S_2$  からの要素の抜き出しに対して境界節点となるものは  $S_2$  自身のみであるので、要素の抜き出しは自由におこなわれるが、factive 構文の構造を示す (34) においては  $S_2$  と  $NP_2$  という二つの節点の存在によって  $S_2$  の内部の要素を  $NP_2$  よりも外へ抜き出すことが阻止されることになるのである。その結果、factive 構文においては否定要素繰り上げや wh 移動が適用不可能となり、また主語繰り上げの操作を必要とする対格+不定詞の構造は factive 構文においては現れ得ないことになる。

次に、1.3 節の ① において指摘されている性質、すなわち factive のみが動名詞を取ることができるという現象についても、(34) 及び (35) の構造を仮定することによってごく自然に説明することができる。すなわち動名詞というものは、伝統文法以来のその名が示すとおり、内容的には動詞句(というよりむしろ文と言ったほうが適切であろう)に相当するものでありながら、名詞句の性質をも兼ね備えているものであるので、(34) の場合のように NP 節点に支配されている S-bar の位置には生起することができるが、(35) の場合のように NP 節点に支配されていない S-bar の位置には生起することができないのだと考えることができる。

先に 1.5 節の例文 (19) によって示された、factive 構文において that 節の前に現れうる it についてはさまざまな説明が可能かと思われるが、ここでの代案の内容に即した説明としては次のような考え方ができよう。

つまり、この *it* は次に続く *that* 節と一種の同格関係にあるものであり、この後続する *that* 節が単なる *S-bar* ではなく、*NP* に支配された *S-bar* すなわち *NP* としての資格を持った *S-bar* であるということを明示する働きを担っているものと思われるのである。

最後に 1.5 節の例文 (21) (22) によって示されている代用形の *it* と *so* に関する議論についてであるが、この問題に関しては *K.K.* の分析よりも本稿の代案のほうがよりよい説明ができるということはなさそうである。この問題の解決のためには、2.1 節の ⑥ においても指摘したように、*it* と *so* の性質に関するより深い研究が必須であり、本稿において扱いきれるものではないと思われるので、別の機会に論じることにはしたいと思う。

### 3. 要約と結論

以上、本稿においては、*Kiparsky and Kiparsky (1970)* における叙実述語及び非叙実述語に関する分析の問題点を指摘し、その代案となりうる仮説を提案してきた。もとより、本稿において提案された仮説が叙実述語に関する絶対的かつ最良の分析であるなどという主張をするつもりはない。本稿の提案もまた数ある仮説のうちのひとつであるにすぎず、以後一層の研究によってその問題点を指摘され、より優れた仮説に取って代わられるべきものである。しかしながら、今回の考察によって与えられることになった以下のような基本的洞察は、今後とも文法理論において強く支持されていくべきものであると思われる。

① 文法モデルにおいては、意味解釈部門がこれまで考えられていた以上に重要な役割を担っている可能性があり、意味解釈部門のより一層の研究が今後の文法理論の大きな課題である。

② 人間言語の文法において現れる種々の文法範疇のうち、とりわけ *S* と *NP* とは重要な役割を担っており、この両者はおそらく人間の認知過程において何らかの意味で基本的な単位となっているものと思われる。

③ 個々の文法現象に対して有益な説明を与えようとする場合には、可能な限り一般的で、文法理論に余計な付け加えをせずすむような説明法

を探し求めるべきである。

本稿での稚拙な考察が、文法理論において幾許かの刺激となることを切に願う次第である。

#### 註

- 1) P. Kiparsky and C. Kiparsky, 1970, “Fact”, in M. Bierwisch and K. E. Heidolph (eds.), 1970, *Progress in Linguistics: A Collection of Papers*, (The Hague: Mouton), pp.143-73, also in D. D. Steinberg and L. A. Jakobovits (eds.), 1971. *Semantics: An Interdisciplinary Reader in Philosophy, Linguistics, and Psychology*, (Cambridge: Cambridge University Press), pp. 345-69.
- 2) J. R. Ross, 1967, *Constraints on Variables in Syntax*, unpublished M.I.T. Ph. D. dissertation.
- 3) Cf. E. S. Klima, 1964, “Negation in English”, in J. A. Fodor and J. J. Katz- (eds.) 1964, *The Structure of Language: Readings in the Philosophy of Language*, (Englewood Cliffs, N. J.: Prentice-Hall), pp. 246-323.
- 4) Cf. 『新英語学辞典』(東京: 研究社 1982) p. 428.
- 5) N. Chomsky, 1965, *Aspects of the Theory of Syntax*, (Cambridge, Mass.: M.I.T. Press).
- 6) Cf. N. Chomsky, 1972, *Studies on Semantics in Generative Grammar*, (The Hague: Mouton), pp. 52-54.
- 7) N. Chomsky, 1977, *Essays on Form and Interpretation*, (New York: North-Holland).